

# 第525回 海務協議会

(1) 日時：平成26年3月7日（金）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「出港前報告制度」に係る注意事項等について  
監視部：佐々木 統括監視官
2. 関税法基本通達等の一部改正について  
監視部：菅 上席監視官
3. 携帯品・別送品申告書の新様式について  
監視部：菅 上席監視官
4. 「平成25年の横浜税関管内における密輸事犯」について  
監視部：榎 特別監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成26年 5月 14日 (水) 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、  
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra\_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> (横浜税関)

<http://www.kanzei.or.jp> (日本関税協会)

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> (日本関税協会横浜支部)

## 1-1. 「出港前報告制度」に係る注意事項について

### 1. 税関様式「積荷目録」の改正等について

前回協議会でもご説明したとおり、「関税法基本通達の一部改正（平成 25 年 6 月 28 日付）」が本年 3 月 10 日より実施されることになり、海上コンテナ貨物については、新たに追加となる「積荷目録（C-2031）」又は「海上コンテナ貨物に係る積荷目録（C-2032）」を使用していただくこととなります。

### 2. 「入港前報告」に係る積荷目録提出について

「入港前報告」に係る積荷目録提出につきましては、コンテナ貨物（船）を含め、これまで同様、書面（FAX）での提出が可能ですが、「出港前報告」につきましては NACCS での報告（提出）が義務付けられておりますので、「入港前報告」を書面（FAX）で提出される場合には、

- ・コンテナ貨物が含まれているか
  - ・コンテナ貨物が含まれている場合には、「出港前報告」が NACCS にて行われているか
- をご確認願います。

NACCS による「出港前報告」が行われていなかった場合には、「書面による船卸許可申請」が必要となります（この場合、出港前報告が NACCS に登録されていないため、システムでの申請は不可）。

### 3. 事前通知が出力された場合等の問い合わせについて

当制度に係る事前通知（解除）の内容に関するご質問等につきましては、出力された事前通知に記載されている問合せ先へ連絡していただくこととなります。

一方、SPD 通知に係る船卸許可申請手続きに関しましては、当該貨物の船卸港を管轄する税関官署で対応しますので、現行の入出港手続き等と同様、各監視取締部門（担当）窓口へ連絡していただくこととなります。

### 4. 事前通知コード「SPD」に係る対応

「リスク分析結果事前通知情報」が出力され事前通知が「SPD」の場合には、「船卸許可申請」を行い税関の許可を受けてからでないと当該コンテナ貨物の船卸しが出来ないこととなりますが、原則、税関より特段の連絡（「当該本船に SPD 貨物が積載されているので、船卸許可申請が必要」の旨）は行いませんので、報告者・船舶代理店・コンテナターミナル等関係者間で情報を共有のうえ、ご対応をお願いいたします（関税法第 114 条の 2 の規定により、船卸許可を受けずに船卸しをした場合には、罰則適用の対象となります）。

### 5. 「積荷目録提出（DMF）」業務実施時に出力される「不一致情報」について

3 月 1 日午前 0 時（受付開始）以降に DMF 業務を実施した場合において、当制度による報告が義務付けられていない貨物であっても「出港前報告不一致情報」が出力される場合があります（報告対象外貨物に対して出力される「不一致情報」については不要な情報となります）。

[ホーム](#)[海外旅行の手続き](#)[輸出入の手続き](#)[水際での取締り](#)[貿易統計](#)[カスタムスアンサー](#)[全国の税関](#)[函館](#)[東京](#)[横浜](#)[名古屋](#)[大阪](#)[神戸](#)[門司](#)[長崎](#)[沖縄](#)現在位置: [ホーム](#) > [新着情報～お知らせ～](#) > [出港前報告制度について](#)

いいね!

シェア

16

0

ツイート

5

## 出港前報告制度について

平成24年3月30日、関税定率法等の一部を改正する法律案が国会で可決され、成立しました。本改正により、出港前報告制度が導入されることとなりました。本制度では、船舶の運航者等が、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報を、原則としてコンテナ貨物の船積港を船舶が出港する24時間前までに電子的に税関へ報告することが求められます。本制度は、平成26年3月から施行します。

[>English](#)

### 1. 制度概要

#### (1) [出港前報告制度の導入について\(手引き\)\[平成25年11月現在\]](#) [pdf;1,746kb]

[本文](#)  [pdf;215kb][別紙](#)[2013年11月更新箇所一覧](#)  [pdf;92kb]

#### (2) [出港前報告制度に関する主な質問及び回答【FAQ】 \[平成25年8月現在\]](#) [pdf;92kb]

#### (3) 運用上の注意事項

災害又は電気通信回線の故障等によりNACCSへの報告が困難な場合の対応について

別添の対応手順にしたがって、指定した税関の連絡先へ連絡の上、税関からの指示にしたがって下さい。

なお、NACCSの障害時には、NACCSセンターの出港前報告制度掲示板に税関からの指示が掲載されます。

(別添資料) [「災害又は電気通信回線の故障等によりNACCSへの報告が困難な場合の対応について」](#)  [pdf;164kb]

不一致情報への対応について

別添の対応手順のとおり、不一致内容に応じた対応をしてください。なお、不一致情報が配信されたことをもって、税関へご連絡していただく必要はありません。

(別添資料) [「不一致情報への対応について」](#)  [pdf;148kb]

税関からのリスク分析結果の事前通知(DNL、HLD、DNU及びSPD)への対応について

事前通知に記載される税関からの指示事項にしたがって対応をしてください。なお、通知内容について不明な点がある場合又は通知内容に誤りがあり解除を要請する場合には、事前通知に記載される税関の連絡先へご連絡下さい。

船卸許可申請手続きへの対応について

別添の対応手順にしたがって、SPD通知を受けた貨物の船卸しをしようとする港を管轄する税関官署へ船卸許可申請書を提出して下さい。(NACCSを利用する場合には、船卸許可申請(DNC)業務により実施して下さい。)なお、船卸許可申請手続きに関して不明な点がある場合には、船卸

[関税局・税関の組織](#)[関税局・税関の紹介](#)[関税中央分析所・税関研修所](#)[税関所在案内](#)[所管の法人に関する情報](#)[採用案内](#)[関税政策・税関行政](#)[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)[税関手続き](#)[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[税関様式及び記載要領](#)[その他](#)[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)[税関関係用語集](#)

港を管轄する税関官署へご連絡下さい。

(別添資料)「[船卸許可申請手続きへの対応について](#)」 [pdf;956kb]

#### (4)その他

出港前報告制度の内容(関税法、関税法施行令、関税法施行規則及び関税法基本通達)に関するお問い合わせについて

次のURLのお問い合わせフォームをご利用の上、お問い合わせください。

<https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

NACCSに関する事項(業務仕様の内容、エラーメッセージの内容、申請者IDの発給手続き、NACCSへの利用(接続)申込み)のお問い合わせについて

サービスプロバイダー経由の接続により報告を行う者は、契約するサービスプロバイダーへお問い合わせください。

NACCS利用者(自社システムとのゲートウェイ接続により報告をしている者及びNACCSパッケージソフトを使用して報告をしている者)の海外事業所の方は、国内のNACCS利用者を通じてNACCSセンターのヘルプデスクへお問い合わせください。

NACCS利用者の方は、NACCSセンターのヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. 参考

(1) [出港前報告制度関係法令集](#)  [pdf;186kb]

(2) [出港前報告制度掲示板\(NACCS\)](#)

[業務仕様書](#)

[NACCSに接続が認められたサービスプロバイダー一覧](#)

(3)その他

[「出港前報告制度に関する講演会資料\(平成26年2月現在\)」](#)  [pdf;700kb]

[「出港前報告制度導入に伴い発生する手数料の関税評価上の取扱いについて](#)

(最終更新 平成26年2月26日)

いいね! シェア   ツイート

[よくある質問](#)

[リンク](#)

[お問合せ](#)

税関のPR活動

 [税関 Facebook ページ](#)

 [税関 Twitter](#)

[税関 Twitter ガイドライン](#)

 [税関チャンネル](#) 

 [税関イメージキャラクター  
カスタム君](#) 

[ページの先頭へ](#)

[著作権等](#) [免責事項](#) [個人情報保護方針](#) [よくある質問](#) [お問合せ](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1(財務省関税局)

[▶ 財務省案内図](#)

Copyright(C) 財務省

1-2. 「出港前報告制度」に係る接続試験（フェーズⅡ／2 回目）の  
横浜港における実施状況について

1. 報告（船卸港が「横浜港」として報告されたもの）・申請（横浜税関本関に申請されたもの）等件数

		報告件数				事前通知				船卸許可申請	
		マスター又は オーシャン B/L		ハウス B/L		通知		解除			
2/17(月)	1/20(月)	103	58	80	29					1	0
2/18(火)	1/21(火)	287	41	69	26	79	39	6	4	2	0
2/19(水)	1/22(水)	196	36	109	18	63	7	22	2	3	0
2/20(木)	1/23(木)	362	49	222	39	57	28	21	4	5	0
2/21(金)	1/24(金)	219	84	130	21	49	18	20	10	3	4
合計		1,167	268	610	133	248	92	69	20	14	4

- ・各件数については、各日 00：00～24：00（最終日は 17：00 まで）に行われたもの
- ・各欄右側の数字は 1 回目のフェーズⅡ（1/20～24）の状況
- ・「事前通知」については、報告者の要請により税関が通知（解除）に係る NACCS 業務を実施した件数（12/17 については、税関の試験実施日ではなかったため実施せず）

2. 参加社数（上記 1. を実施した社）

マスター又はオーシ ャン B/L 報告者（船会 社又は船舶代理店）		（うち、サービスプロ バイダー経由）		ハウス B/L 報告者 （NVOCC）		（うち、サービスプロ バイダー経由）	
42	20	(18)	(8)	156	30	(143)	(23)

- ・各欄右側の数字は 1 回目のフェーズⅡ（1/20～24）の状況
- ・数字は、利用者コード（申請者 ID）単位

(各) 税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮内 豊

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

- ①別紙 1 - 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- ②同通達 13 の 4 - 3 の[計算例]を別紙 1 - 2 のように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(Ⅰ 税関様式の一部改正)

税関様式 C 第 5450 号を別紙 2 - 1 のように、税関様式 C 第 5450 号 - 2 を別紙 2 - 2 のように改める。

(Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 2 - 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 玉軸受等に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日財関第 1059 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成20年6月13日財関第678号）の一部を次のように改正する。  
別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

(別紙 1-1)

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(内国消費税等についての端数計算の方法)</p> <p>13 の 4 - 3 内国消費税についての端数計算の方法は、次による。</p> <p>(1) 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に準じて算出した価格（端数処理前のもの）にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額（端数処理後のもの）を加算したものに對して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記 13 の 4 - 1 及び 13 の 4 - 2 の(1)の場合と同様である。</p> <p>(2) 消費税以外の内国消費税についての端数計算の方法は、それぞれの税に関する国税庁の基本通達による。</p> <p>(3) 地方消費税の端数計算は、消費税の場合と同様であるが<u>地方消費税を計算した際に発生する円位未満については、計算の都度切り捨てる</u>。なお、地方消費税の課税標準は消費税額であるが、ここでいう消費税額とは、端数処理後のものをいう。</p>	<p>(内国消費税等についての端数計算の方法)</p> <p>13 の 4 - 3 内国消費税についての端数計算の方法は、次による。</p> <p>(1) 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第 4 条から第 4 条の 9 までの規定に準じて算出した価格（端数処理前のもの）にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額（端数処理後のもの）を加算したものに對して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記 13 の 4 - 1 及び 13 の 4 - 2 の(1)の場合と同様である。</p> <p>(2) 消費税以外の内国消費税についての端数計算の方法は、それぞれの税に関する国税庁の基本通達による。</p> <p>(3) 地方消費税の端数計算は、消費税の場合と同様である。なお、地方消費税の課税標準は消費税額であるが、ここでいう消費税額とは、端数処理後のものをいう。</p>

[計算例]

(品名)	(CIF価格)	(関税率)	(関税相当額)	(消費税率)	(消費税額)	(地方消費税率)	(地方消費税額)
① E	534,795 円	14%		6.3%		17/63	
	534,000 円	× 0.14	= 74,760 円 (端数処理前)				
			74,700 円 (端数処理後)				
	↓		(消費税課税標準額)	↓			
	609,495 円	→	609,000 円	× 0.063	= 38,367 円 (端数処理前)		
					38,300 円 (端数処理後)		
					(地方消費税課税標準額)		
					38,300 円	× 17 ÷ 63	= 10,334 円 (円位未満切り捨て)
② F	123,258 円	14%		6.3%		17/63	
	123,000 円	× 0.14	= 17,220 円 (端数処理前)				
			17,200 円 (端数処理後)				
	↓		(消費税課税標準額)	↓			
	140,458 円	→	140,000 円	× 0.063	= 8,820 円 (端数処理前)		
					8,800 円 (端数処理後)		
					(地方消費税課税標準額)		
					8,800 円	× 17 ÷ 63	= 2,374 円 (円位未満切り捨て)
					(消費税額)	47,100 円 ←	47,187 円 ←
					(地方消費税額)	12,700 円 ←	12,708 円 ←
					(納付する消費税及び地方消費税額)	59,800 円	



お知らせ

平成 26 年 3 月  
財務省・税関

書式変更: 文字の倍率 : 96%, 文字間隔広く 2.95 pt

書式変更: 文字の倍率 : 96%, 文字間隔広く 0.1 pt

## 消費税率及び旅客の携帯品に対する簡易な税率の引上げについて

### ○ 消費税率の引上げについて

平成26年4月1日から、消費税率（地方消費税率を含む。）の8%への引上げに伴い、旅客の携帯品に対し消費税及び地方消費税を課す場合においても、この税率（8%）が適用されることとなります（注1）。

### ○ 携帯品に対する簡易な税率の引上げについて

消費税率の引上げを踏まえ、現在国会で審議されております平成26年度税制改正（案）において、旅客の携帯品に対する簡易な税率の一部を引き上げる措置を講ずることとされております。

旅客の携帯品に対する簡易な税率の具体的な変更の内容は、次のとおりです。

品 名		現 行	平成26年4月1日～
酒 類	ウイスキー及びブランデー	500円/ℓ	<b>600円/ℓ</b>
	ラム、ジン、ウォッカ	400円/ℓ	
	リキュール、焼酎など	300円/ℓ	
	その他（ワイン、ビールなど）	200円/ℓ	
紙巻たばこ		11円/本（注2）	<b>11.5円/本（注2）</b>
その他の物品		15%（注3）	

（注 1）簡易な税率が適用される場合を除く。

（注 2）たばこ特別税0.5円/本を含む。

（注 3）関税が無税のその他の物品については、消費税率（8%）が適用。



（参考）

- ・税関 HP 海外旅行の手続き 「税額の計算方法」  
<http://www.customs.go.jp/kaigairyoko/zeigaku.htm>



(-A-)

Japan Customs  
Customs Form C No.5360-F

## Déclaration des effets personnels et des bagages non accompagnés.

Veuillez remplir cette déclaration et la remettre à un agent des douanes.  
Si vous êtes accompagné des membres de la famille, il suffit de déposer une déclaration pour tous.

n° de vol	(navire)		
Date d'arrivée	AA	MM	JJ
Nom et prénom(s)	Nom		
	Prénom(s)		
Adresse (Domicile au Japon)			
	Tel ( )		
Nationalité	Profession		
Date de naissance	AA	MM	JJ
N° de passeport			
Nombre des membres de la famille qui vous accompagnent	Voyageurs âgés de 20 ans et plus	Voyageurs âgés de 6 à 20 ans	Voyageurs de moins de 6 ans

☒ Veuillez cocher les cases ci-dessous qui vous concernent.

<b>1. Transportez-vous des articles mentionnés ci-dessous?</b>	Oui	Non
(1) Article(s) prohibé(s) ou restrictif(s). (voir le tableau B)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) Achats, souvenirs ou cadeaux dont la valeur dépasse la franchise.(voir le tableau B)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) Marchandises, échantillons ou articles à des fins publicitaires	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) Articles qui vous ont été confiés par un tiers.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\* Si vous cochez une des cases "Oui", inscrivez le détail des achats transportés dans le "tableau B".

<b>2. Avez-vous à déclarer des capitaux d'un montant égal ou supérieur à un million de yens ou en valeur équivalente en devise?</b>	Oui	Non
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\* Si vous cochez "Oui", vous devez déposer aussi la documentation spéciale nécessaire :  
"la déclaration du mode de paiement des exportations et des importations."

<b>3. Avez-vous expédié des bagages par envois postaux (y compris pour un déménagement) ?</b>	Oui	Non
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\* Si vous cochez "Oui", vous devez établir votre déclaration en deux exemplaires, remplir ou cocher les rubriques qui vous concernent, les fournir au service des douanes. Veuillez les garder soigneusement.

### « Remarque importante »

Si vous avez effectué des achats réservés à un usage personnel ou que vous ramenez des marchandises, vous devez les déclarer au service des douanes et passer le contrôle nécessaire.  
En cas de non-déclaration ou de fausse déclaration, le voyageur est passible de sanctions.

**Je déclare que toutes les déclarations précédentes sont correctes.**

**Signature**

(-B-)

Veuillez commencer à remplir le tableau A de ces formulaires. (Si vous avez des questions, vous pouvez contacter les agents des douanes.)

☒ **Détail des biens personnels** \* Si vous rapportez des articles pour votre usage personnel dont la valeur totale de chaque unité est inférieure à 10.000 yens (ou valeur équivalente en devise), vous ne devez pas les inscrire sur la rubrique <<Autres articles>>  
Vous ne devez pas non plus y inscrire les bagages que vous envoyez.

Boissons alcoolisées		Bouteilles	* Cadre réservé à la douane	
Tabacs	Cigarettes			Pièces
	Cigares			Pièces
	Autres type de tabacs		g	
Parfums			oz	
Description d'autres articles	Quantité	Prix		
* Cadre réservé à la douane			(¥) Yen	

### ☒ Articles prohibés.

- Stupéfiants, psychotropes, marijuana, opium, stimulants, MDMA etc.
- Armes à feu utilisant la poudre ou des balles de plomb et leurs pièces.
- Poudres et substances explosives (ex. dynamite), certaines substances destinées à des fins militaires.
- Contrefaçons (billets, monnaies, valeurs ou titres, cartes de crédit etc.)
- Produits et objets comportant des images ou représentations de mineurs à caractère pornographique (revue, DVD) et produits pédophiles.
- Imitations ou reproductions illicites d'un produit ou d'un objet portant atteinte atteinte à une marque, à un droit d'auteur, à un dessin ou à un modèle, ou à un brevet, qui est protégé en application du code de la propriété intellectuelle.

### ☒ Articles sujets à certaines restrictions

- Armes de chasse, carabines à air comprimé, armes blanches (ex. sabre japonais).
- Commerce des espèces animales inscrites à la Convention de Washington, vivants ou morts, ainsi que les parties et produits qui en sont issus (crocodiles, serpents, tortues, ivoire, musc, cactus etc.)
- Animaux et végétaux vivants, denrées animales, légumes, fruits, riz, etc. (qui doivent être préalablement passés l'inspection phytosanitaire). Vous devez vous renseigner sur les articles ci-dessus à l'avance auprès des services de contrôle sanitaire.

### ☒ Franchises quantitatives ( A l'exception des équipages)

- Boissons alcoolisées : 3 bouteilles (760 ml/bouteille)
- Cigarettes étrangères : 400 unités. (Autres tabacs : 250g).  
\* Les personnes âgées de moins de 20 ans ne peuvent importer en franchise ni boissons alcoolisées, ni tabacs.
- Parfums : 2 oz.
- La valeur marchande totale de tous les articles autres que les articles sus-mentionnés doit être inférieure à 200.000 yens.  
\* Les enfants de moins de six ans ne peuvent pas bénéficier de franchises en quantité ou en valeur sur les marchandises. (à l'exception de leurs objets à usage personnel)



## Declaración Aduanera

Sírvase llenar el formulario y entregarlo al oficial de aduana.  
(Sólo una declaración es requerida por familia.)

No. De Vuelo	(Lugar de embarque)		
Fecha de Llegada a Japón	Año	Mes	Día
Nombre	Apellidos		
	Nombres		
Dirección en Japón (Lugar de alojamiento)	Tel ( )		
Nacionalidad	Profesión		
Fecha de Nacimiento	Año	Mes	Día
No. de Pasaporte			
Número de dependientes	Adulto	Menor de 20 años	Menor de 6 años

※ Conteste a las siguientes preguntas con "✓".

**1. ¿Está trayendo a Japón alguno de los siguientes artículos?**

	Sí	No
(1) Artículos prohibidos o Artículos Restringidos(Ver sección B)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) Artículos libre de impuestos pero excediendo su límite de cantidad (Ver sección B)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) Artículos Comerciales o muestras	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) Cualquier artículo que traiga a Japón por encargo de tercera persona.	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\* En caso de que su respuesta a cualquiera de las preguntas anteriores sea afirmativa, sírvase enlistar los artículos pertenecientes a usted en "Descripción de los Efectos Personales" en la sección B.

**2. Efectivo, Cheques (incluyendo Cheques de Viajeros), Pagaré o Títulos que equivalgan o excedan un valor de ¥ 1,000,000.**

	Sí	No
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

\* Si contesta que "Sí", se le requiere entregar a la Aduana "DECLARACIÓN DE TRAER MEDIO DE PAGO, ETC."

**3. ¿Tiene usted Artículos no acompañados?**

Sí ( PKG(S) )  No

Si tiene algún artículo no acompañado, presente en duplicado esta Declaración. Los artículos no acompañados serán importados dentro de los 6 meses desde la fecha de su llegada a Japón.

Una declaración con sello de confirmación será presentada a la aduana en el momento de su trámite de importación.

《NOTA》

Sírvase declarar todos los artículos que usted haya comprado o adquirido en el exterior y trata de ingresar a Japón.

**Yo declaro que los arriba citados son de verdad y correctos. Firma**

Sírvase llenar desde el lado A.  
(Si tiene cualquier pregunta, sírvase contactar al Oficial de Aduana.)

### ※ Descripción de Efectos Personales

\*Referente a la columna de "Descripción de otros artículos" si el valor total en el mercado de cada uno de los artículos no llega a exceder un valor de ¥10.000, usted no necesita llenar este formulario de declaración.

Bebidas Alcohólicas		Botellas	* Sólo uso de Aduana
Productos de Tabaco	Cigarrillos		Piezas
	Puros		Piezas
	Otros		g
Perfume			onza
Descripción de otros artículos	Cantidad	Valor en mercado	
* Sólo uso de Aduana			
(円)Yen			

### ◎ ARTÍCULOS PROHIBIDOS

- (1) Drogas narcóticas, estimulantes, marihuana, sustancias psicótropas, MDMA, etc.
- (2) Armas de fuego tales como Pistolas, Revólveres, Ametralladoras y Municiones y sus Partes.
- (3) Explosivos (dinamita, etc), materiales para las armas químicas.
- (4) Billetes, monedas o valores falsificados, alterados o imitados y tarjetas de crédito falsificadas.
- (5) Materiales obscenos o inmorales y pornografía infantil.
- (6) Artículos que infringen los derechos de propiedad intelectual. (patente, modelo de utilidad, diseño, marca registrada, derecho de autor, etc.)

### ◎ ARTÍCULOS RESTRINGIDOS

- (1) Rifle de Caza, rifle de aire comprimido, espada, etc.
- (2) Animales, plantas u otros productos con riesgo de extinción internacionalmente. (cocodrillos, cobras, tortugas, marfiles, almizcle, cactus, etc.)
- (3) Animales y plantas vivos, productos de carne (incluyendo salchichas, cecina, etc.), vegetales, frutas, arroz, etc. (Se requiere una inspección sanitaria antes de la inspección aduanera.)

### ◎ Limite permisible sin pago de impuesto (excluyendo caso de los tripulantes)

- 3 botellas (760ml/botella) de bebida alcohólica
- 400 cigarrillos  
(Si es residente en Japón, sólo 200. En caso de otro, hasta 250g.)
- No hay aplicación de libre de impuesto de bebidas alcohólicas y tabacos para los menores de 20 años.
- 2 onzas (56ml) de perfume
- Artículos de uso personal que se adquirieron en el exterior con un valor total del mercado que no exceda ¥200.000.
- Los menores de 6 años podrán gozar el limite de libre de impuesto sólo sobre los artículos de uso personal.



# 平成25年の横浜税関管内における密輸事犯

## 1. 社会悪物品の密輸入事犯の摘発状況

◎ 不正薬物の密輸入事犯の摘発件数は、27件、押収量は、約359kgとなり、摘発件数、押収量ともに過去5年間で最大となった。

- 国際郵便による密輸入事犯の摘発件数が増加(前年7件から24件に増加)
- 平成15年以来となる200kg以上の覚醒剤密輸入事犯を摘発
- 横浜税関では初となる客船旅客による大麻密輸入事犯を摘発

◎ 種類別の押収量は、

- 覚醒剤 約241kg(前年より約234kg増)
- 大麻 約1kg(前年とほぼ同量)
- コカイン 約118kg(全増)
- 麻薬・向精神薬等の錠剤型薬物 約4千錠(前年とほぼ同量)

## 2. 主な社会悪物品の密輸入事犯の摘発実績(全国・横浜)

種類	年	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		前年比	
			横浜		横浜								
覚醒剤	件	164	1	152	-	185	5	141	4	154	3	109%	75%
	kg	333	1	322	-	402	69	482	7	859	241	178%	34.7倍
大麻	件	111	8	59	-	71	2	82	5	66	11	80%	220%
	kg	52	0	27	-	57	0	132	1	13	1	10%	87%
大麻草	件	87	3	45	-	57	2	58	3	52	11	90%	367%
	kg	40	0	2	-	6	0	104	0	12	1	12%	39.6倍
大麻樹脂	件	24	5	14	-	14	-	24	2	14	-	58%	全減
	kg	12	0	25	-	51	-	29	1	1	-	3%	全減
あへん	件	4	-	2	-	2	-	-	-	1	-	全増	-
	kg	3	-	3	-	4	-	-	-	0	-	全増	-
麻薬	件	93	5	50	5	37	2	46	3	128	10	278%	333%
	kg	15	0	11	1	44	-	11	-	135	118	12.4倍	全増
	千錠	83	1	16	5	5	3	4	3	17	2	429%	71%
ヘロイン	件	4	-	4	2	6	-	3	-	3	-	100%	-
	kg	1	-	1	1	3	-	1	-	4	-	367%	-
コカイン	件	10	-	11	1	9	-	7	-	10	1	143%	全増
	kg	13	-	6	0	38	-	9	-	127	118	13.5倍	全増
MDMA等	件	4	1	2	-	4	-	5	-	6	1	120%	全増
	kg	0	-	-	-	2	-	0	-	3	0	13.8倍	全増
ケタミン	千錠	31	0	0	-	0	-	0	-	0	-	111%	-
	件	4	-	10	-	1	-	8	-	5	-	63%	-
メチロン	kg	0	-	4	-	0	-	0	-	0	-	104%	-
	千錠	29	-	3	-	3	-	2	-	2	-	100%	-
その他麻薬	件	0	-	0	-	1	-	-	-	0	-	全増	-
	kg	1	-	-	-	-	-	0	-	-	-	全減	-
	千錠	42	4	20	2	14	2	21	3	102	8	486%	267%
向精神薬	kg	0	0	0	-	0	-	0	-	1	0	21.2倍	全増
	千錠	51	1	16	5	5	3	4	3	17	2	450%	71%
	件	30	3	33	7	31	3	39	2	33	3	85%	150%
合計	kg	-	-	1	-	2	-	-	-	0	-	全増	-
	千錠	10	0	14	6	13	3	12	1	10	2	81%	146%
	件	402	17	296	12	326	12	308	14	382	27	124%	193%
銃砲	kg	403	1	364	1	509	69	626	8	1,007	359	161%	46.5倍
	千錠	93	1	30	11	18	6	16	4	27	4	166%	95%
(参考)使用回数	万回	1,191	-	1,133	-	1,550	-	1,701	-	3,331	-	196%	-
銃砲	件	2	-	-	-	-	-	3	-	4	-	133%	-
	丁	2	-	-	-	-	-	4	-	6	-	150%	-
銃砲部品	件	1	-	-	-	1	-	3	-	-	-	全減	-
	点	2	-	-	-	1	-	3	-	-	-	全減	-

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。  
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。  
3.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。  
4.(参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。  
(覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、あへん:0.3g、MDMA等及び向精神薬:1錠)  
5.端数処理のため数値が合わないことがある。  
6.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
7.平成25年の数値は速報値である。

### 3. 主な摘発事例

#### 【社会悪事犯】

##### 製粉機に隠匿された覚醒剤密輸入事犯

平成25年3月、メキシコから到着した海上貨物である製粉機の輸入検査において、ローラー部分に隠匿された覚醒剤約240kgを発見・摘発した。



##### 日本人旅客による大麻密輸入事犯

平成25年10月、横浜港大さん橋国際客船ターミナルに停泊中の客船から下船した日本人旅客に対する税関検査により、スーツケース内に隠匿携帯していた大麻5.66gを発見・摘発した。



##### 国際郵便路線を利用した米国来大麻密輸入事犯

平成25年8月、米国から到着した郵便物を検査したところ、ろうそく2本内に巧妙に隠匿された大麻約500gを発見・摘発した。



### 国際郵便路線を利用した米国来大麻密輸入事犯

平成25年12月、米国から到着した郵便物を検査したところ、自転車部品内に巧妙に隠匿された液体状の大麻約81グラムを発見・摘発した。



### 【その他の事犯】

### 国際郵便路線等を利用した商標権侵害物品密輸入事犯

平成25年7月に中国から到着した郵便物の検査等により、商標権を侵害する物品合計1,055点を発見・摘発した。



### 改ざんされた不正B-CASカードの密輸入事犯

平成25年9月、台湾から商標権を侵害し、かつ技術的制限手段回避装置である改ざんされた不正B-CASカード2枚を密輸入した日本人男性を関税法違反で告発した。

連絡・問合せ先

横浜税関 調査部

特別審理官(第1担当): 小澤

TEL045-212-6080

